

告示

埼玉県選管告示第三十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十八年六月十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田徳治

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
病院	一般社団法人巨樹の会 新久喜総合病院	埼玉県久喜市上早見四百十八番一
病院	医療法人社団協友会 八潮中央総合病院	埼玉県八潮市南川崎八百四十五番地
病院	医療法人社団武蔵野会 TMG宗岡中央病院	埼玉県志木市上宗岡五丁目十四番五十号
病院	医療法人熊谷総合病院	埼玉県熊谷市中西四丁目五番一号
老人ホーム	社会福祉法人敬愛会 特別養護老人ホームみやびの郷	埼玉県川口市石神五十八番地